

公告前建築等の承認に関する基準

春日部市 審査基準

公告前建築等の承認に関する基準

開発許可を受けた開発区域内の土地においては、工事完了公告のあるまで建築物の建築又は特定工作物の建設を禁止し、開発行為が許可通り行われることを担保しようとするものである。ただし、次の要件を総合的に勘案し、公告前建築等の承認をすることができる。また、公告前建築等の承認を受けた建築等は、工事完了公告前の建築制限が解除されるが、法第79条により工事完了公告前における施設の使用を制限する。

- 1 建築等を行おうとする建築物等は、当該開発許可に係る予定建築物等であること。
- 2 開発行為に関する工事が相当進捗し、工事完了の時期が明確になっているものであること。
- 3 開発区域が現地において明確（杭等埋設）であること。
- 4 区域内の公共施設及び関連公共施設がほぼ完了しているものであること。
- 5 建築工事の完了に先行して開発行為に関する工事がほぼ完了する見込みであること。
- 6 当該開発行為に係る造成等の規模及び地盤の地質を勘案し、開発区域外に被害をおこさないことが明らかなこと。
- 7 工事行程上技術的にやむを得ないと認められるものであること。

附則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。